

静岡県告示第598号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年8月26日から2週間浜松土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年8月26日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
豊橋湖西線	湖西市新所原東798番の29から 湖西市新所原東798番の27まで	令和4年8月26日

=====

静岡県告示第599号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年8月26日から2週間浜松土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年8月26日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
新所原停車場日の岡線	湖西市新所原東798番の29から 湖西市新所原東798番の27まで	令和4年8月26日

=====

静岡県告示第600号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年8月26日から2週間浜松土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年8月26日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
新所原停車場白須賀線	湖西市新所原東798番の29から 湖西市新所原東798番の27まで	令和4年8月26日